



長野県報

4月24日(木)
令和 7 年
(2025 年)
第 603 号

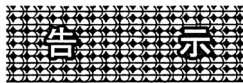
目 次

告 示

長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)	1
地方自治法に基づく指定公金事務取扱者の委託(交通指導課)	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2
政治資金規正法に基づく政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない 団体(選挙管理委員会)	2
特定計量器の定期検査の実施(産業技術課)	2

公 告

クリーニング師試験の実施(食品・生活衛生課)	5
令和 6 年度定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置及び監査の結果に関する報告に添えて提出した 意見に対する方針(監査委員事務局)	7
特定調達契約に係る一般競争入札(高校教育課)	32



長野県告示第192号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、令和7年4月16日、次の者を売りさばき人に指定しました。

令和7年4月24日

長野県知事 阿 部 守 一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
坪井行政書士事務所	長野県飯田市主税町4-1	長野県飯田市主税町4-1 坪井行政書士事務所

会 計 課

長野県告示第193号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託しました。

令和7年4月24日

長野県知事 阿 部 守 一

- 指定公金事務取扱者の事務所の所在地及び名称
岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
株式会社電算システム
- 委託した公金事務の内容
放置違反金等コンビニエンスストア収納事務
- 指定公金事務取扱者として指定した日
令和7年3月17日

4 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

交通指導課

長野県松本建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和7年5月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和7年4月24日

長野県松本建設事務所長 唐 沢 則 夫

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 御馬越塩尻停車場線
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
東筑摩郡朝日村針尾1018番の1地先から 東筑摩郡朝日村針尾913番の5地先まで	旧	m 4.3 ～ 11.8	km 0.4953
同 上	新	5.3 ～ 19.8	0.4953

道路管理課

選告示第13号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和7年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、告示します。
令和7年4月24日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
今井和昭後援会	駒 津 建 次	佐 藤 里 子	長野県上田市西内904
原栄一後援会	小 林 文 男	中 村 元	長野県上田市大屋482
山本ますお後援会	山 本 益 郎	山 本 益 郎	長野県上田市別所温泉1836－6

選挙管理委員会

長野県計量検定所告示第1号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。
令和7年4月24日

長野県計量検定所長 高 橋 正 樹

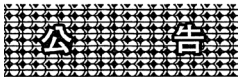
区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
小県郡青木村	5月26日（月）	午後1時から午後3時まで	小県郡青木村大字田沢111番地 青木村保健センター
小県郡長和町のうち和田地区	5月27日（火）	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	小県郡長和町和田2872番地 長和町役場和田支所

小県郡長和町のうち古町、長久保及び大門地区	5月28日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	小県郡長和町古町4247-1 長和町役場
東御市のうち滋野及び田中地区	5月29日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	東御市県288番地4 東御市中央公民館
東御市のうち和及び祢津地区	5月30日(金)		東御市鞍掛197番地 東御市総合福祉センター
中野市のうち豊田地区	6月3日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	中野市大字豊津2509番地 豊田公民館(豊田文化センター)
下水内郡栄村	6月4日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後2時まで	下水内郡栄村大字北信3433番地 栄村役場
下高井郡山ノ内町のうち大字平穏、佐野、戸狩及び寒沢地区	6月5日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下高井郡山ノ内町大字平穏4015番地1 山ノ内町文化センター
下高井郡山ノ内町のうち大字夜間瀬地区	6月6日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2511番地 よませふれあいセンター
下高井郡野沢温泉村	6月10日(火)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下高井郡野沢温泉村大字豊郷9167番地 野沢温泉村公民館
木曽郡木祖村	6月11日(水)	午前10時30分から正午まで	木曽郡木祖村大字藪原1191番地1 木祖村役場裏車庫
上高井郡小布施町	6月12日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 北斎ホール 1階ロビー
下高井郡木島平村	6月13日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下高井郡木島平村大字往郷973番地1 木島平村役場
木曽郡王滝村	6月17日(火)	午前11時から正午まで	木曽郡王滝村2830番地の1 王滝村保健福祉センター
木曽郡南木曽町		午後2時30分から午後4時まで	木曽郡南木曽町大字読書3668番1 南木曽町役場
木曽郡大桑村	6月18日(水)	午前9時30分から午前11時まで	木曽郡大桑村大字長野880番地1 大桑村役場 上段駐車場車庫
木曽郡上松町		午後1時から午後2時30分まで	木曽郡上松町大字上松159番4 上松町ひのきの里総合文化センター
木曽郡木曽町のうち開田高原地区	6月19日(木)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	木曽郡木曽町開田高原西野618番地 開田母子健康センター
木曽郡木曽町のうち三岳、日義及び福島地区	6月20日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	木曽郡木曽町福島5129番地 木曽町文化交流センター
駒ヶ根市のうち東伊那及び中沢地区(吉瀬地区を除く)	6月24日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	駒ヶ根市東伊那2398番地20 東伊那公民館
駒ヶ根市のうち福岡、市場割、上赤須、吉瀬、町2の4～13、町3の飯坂、町4及び下平地区	6月25日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所
駒ヶ根市のうち町1、町2の1～3、町3の中央、南割、中割、北割、小町屋及び上穂町地区	6月26日(木)		
飯山市のうち富倉、岡山、太田、柳原及び外様地区	7月1日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	飯山市大字小佐原6832番地 柳原地区活性化センター
飯山市のうち瑞穂及び常盤地区	7月2日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	飯山市大字常盤1498番地 常盤地区活性化センター
飯山市のうち飯山、木島及び秋津地区	7月3日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	飯山市大字飯山1110番地1 飯山市役所

塩尻市のうち檜川、宗賀及び洗馬地区	7月7日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	塩尻市大門六番町5番27号 塩尻市立体育館
塩尻市のうち広丘及び片丘地区	7月8日(火)		
塩尻市のうち塩尻東、大門及び北小野地区	7月9日(水)		
安曇野市のうち明科地区	7月14日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	安曇野市明科中川手6824番地1 安曇野市役所明科支所
安曇野市のうち三郷地区	7月15日(火)	午前9時30分から11時30分まで	安曇野市三郷明盛4810番地1 安曇野市役所三郷支所
安曇野市のうち堀金地区		午後1時30分から午後3時30分まで	安曇野市堀金烏川2750番地1 安曇野市役所堀金支所
安曇野市のうち豊科地区	7月16日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	安曇野市豊科6000番地 安曇野市役所 本庁舎
安曇野市のうち穂高地区	7月17日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	安曇野市穂高6658番地 安曇野市役所穂高支所
南佐久郡北相木村	7月18日(金)	午前11時から正午まで	南佐久郡北相木村2744番地 北相木村中央公民館
南佐久郡南相木村		午後1時30分から午後2時30分まで	南佐久郡南相木村4435番地 南相木村公民館
南佐久郡川上村	7月23日(水)	午前10時30分から午前11時30分まで	南佐久郡川上村大字大深山525番地 川上村交流防災センター
南佐久郡南牧村		午後1時30分から午後2時30分まで	南佐久郡南牧村大字海ノ口1138番地2 南牧村中央公民館
南佐久郡佐久穂町	7月24日(木)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	南佐久郡佐久穂町大字海瀬2570番地 佐久穂町生涯学習館「花の郷・茂来館」
南佐久郡小海町	7月25日(金)	午後1時30分から午後3時まで	南佐久郡小海町豊里798 小海町総合センター
東筑摩郡生坂村	7月29日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	東筑摩郡生坂村6042番地1 生坂村活性化センター
東筑摩郡麻績村	7月30日(水)	午後1時30分から午後3時まで	東筑摩郡麻績村麻3837番地 麻績村役場
東筑摩郡筑北村	7月31日(木)	午前10時から正午まで 午後1時から午後3時まで	東筑摩郡筑北村西条4195番地 筑北村役場
小諸市のうち中央地区	9月2日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	小諸市乙1189番地1 小諸市総合体育館
小諸市のうち三岡、川辺、大里及び西小諸地区	9月3日(水)		
小諸市のうち北大井及び南大井地区	9月4日(木)		
佐久市のうち臼田地区	9月5日(金)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	佐久市下小田切124番地1 佐久市コスモホール
飯田市のうち伊賀良、山本及び三穂地区	9月8日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	飯田市大瀬木570番地1 飯田市伊賀良公民館
飯田市のうち鼎、松尾、上久堅及び下久堅地区	9月9日(火)		飯田市鼎東鼎281番地(JAみどりの広場) みなみ信州農業協同組合 本所玄関横
飯田市のうち橋北、橋南、羽場、丸山及び東野地区	9月10日(水)		飯田市東栄町3108番地1 飯田勤労者福祉センター
飯田市のうち竜丘、川路、龍江及び千代地区	9月11日(木)		飯田市桐林505番地 飯田市竜丘公民館
飯田市のうち上郷及び座光寺地区	9月12日(金)		飯田市上郷飯沼3145番地1 飯田市上郷公民館

上伊那郡飯島町	9 月 16 日 (火)	午前10時30分から正午まで及び 午後 1 時から午後 3 時まで	上伊那郡飯島町2537番地 飯島町役場
上伊那郡中川村	9 月 17 日 (水)	午前10時30分から正午まで及び 午後 1 時から午後 3 時まで	上伊那郡中川村片桐3969番地 中川村農業観光交流センター
上伊那郡辰野町	9 月 18 日 (木)	午前10時から正午まで及び 午後 1 時から午後 3 時まで	上伊那郡辰野町中央 1 番地 辰野町役場
上伊那郡箕輪町	9 月 24 日 (水)	午前10時30分から正午まで及び 午後 1 時から午後 3 時まで	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地 箕輪町役場
上伊那郡宮田村	9 月 25 日 (木)	午前10時30分から正午まで及び 午後 1 時から午後 3 時まで	上伊那郡宮田村98番地 宮田村役場
上伊那郡南箕輪村	9 月 26 日 (金)	午前10時30分から正午まで及び 午後 1 時から午後 3 時まで	上伊那郡南箕輪村4825番地 1 南箕輪村役場
伊那市のうち高遠町及び 長谷地区	9 月 30 日 (火)	午前10時30分から正午まで及び 午後 1 時から午後 3 時まで	伊那市高遠町西高遠350番地 1 高遠町文化体育館
東筑摩郡朝日村	10 月 1 日 (水)	午前10時から正午まで	東筑摩郡朝日村大字古見1555番地 1 朝日村役場
東筑摩郡山形村	10 月 2 日 (木)	午前10時から正午まで及び 午後 1 時から午後 3 時まで	東筑摩郡山形村2030番地 1 山形村役場
上高井郡高山村	10 月 3 日 (金)	午前11時から正午まで及び 午後 1 時から午後 3 時まで	上高井郡高山村大字高井4775番 1 高山村除雪センター
千曲市のうち八幡、桑原、 稲荷山、森、倉科、生萱、 雨宮及び土口地区	10 月 7 日 (火)	午前10時から正午まで及び 午後 1 時から午後 3 時まで	千曲市杭瀬下 2 丁目 1 番地 千曲市役所向い 立体駐車場 1 階
千曲市のうち埴生、屋代 及び栗佐地区	10 月 8 日 (水)		

産業技術課



公告

クリーニング師試験を次のとおり行います。

令和 7 年 4 月 24 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 試験の期日及び場所

(1) 期日

令和 7 年 (2025 年) 10 月 31 日 (金)

(2) 場所

【学科試験】

長野市内 (会場は受験票により別途、通知します。)

【技能試験】

長野市内 (会場は受験票により別途、通知します。)

2 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

3 受験資格

次のいずれかに該当する者